

賀せしむべし。仍お綵緞・紗羅共に二十四匹を欽賜するを荷くし、紫宸を仰ぎて高呼し、拜して跪領す。太祖高皇帝より以て今日に至るまで雨露潤沢なるは朝廷の浩蕩の恩波なり。世子臣尚賢、悠久に踊躍せん。此の為に謹んで具し謝を奏して以聞す。

為の字より起こし矣の字に至りて止む。一百六十四字、紙一張
隆武二年（一六四六）三月初九日 琉球国中山王世子臣尚賢、
謹んで上奏す

注*この使節の一行は明清交代期の動乱に遭遇し、順治六年に帰国し

た（〇九〇一）参照。

(1) 礼部の咨（三七〇三）。

(2) 毛泰昌 一六一七—四八年。毛泰久。豊見城親方盛常。首里

毛氏（豊見城家）七世。隆武帝の慶賀使として福建に渡る。

隆武帝の敗死の後、清軍に投じて北京に行き順治帝に謁見した。その後招撫使の土通事謝必振に伴われて帰国する途次、

延平府で没（『市史宝案抄』四六六頁）。

1-37-09

世子尚賢より礼部あて、詔諭三道を開読し、使者の帰朝を護

送させるむねの咨（一六四六、二、□）

琉球国中山王世子尚賢、開読の事の為にす。

承遵するに、行在礼部、微臣の感激愈々深し等の事の為にす。礼科の抄出なり。該前署部事太管寺卿林、前事を題す。聖旨を奉ずるに、四夷は皆我が赤子なり。朕切に懐柔せん。故に憊倦として此に使せしむるなり。閔邦基は果して能く国体を達して夷邦を擾さざらん。即ち遣行するを准す。宴礼・綵緞は厚を加え優に従い、深く朕の恤遠の意を得しめよ。衙門知道せよ、とあり。此れを欽む。

又、詔を琉球に頒つに未だ尽くさざるの事宜を補陳し、伏して聖裁を候ちて以て遣発に便ならしむる事の為にす。礼科の抄出を准く。該本部、前事を題するに、主客司の案呈は、本部の送れる礼科の抄出を奉ずるものなり。本部署部事都察院左都御史加一級何、前事を題す。聖旨を奉ずるに、遣使して琉球国王に赦諭・詔書・綵緞を頒賜し、並びに該国の使を奉ぜる員役の宴礼は俱に議の如く行え。三詔は着するに初九日に御門にて頒給せよ。衙門知道せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して抄出し、部に到れば司に送る。随いで光禄寺に移行して宴を辦じ、綵緞は琉球の使臣金庇元等に賞給して収領せしむ。鴻臚寺は詔書を頒発して閔邦基に与えて領齎し到り、詔諭三道もて一体に開読し欽遵して施行せしむ、等の情あり。此れを准く。

欽遵して奉行し詔書三道を迎接す。天威は顔を連れざること咫尺なるを敬畏し、理として合に良を消び吉を扱ひ肅心し拱候して開読す、等の因あり。此の為に謹んで就ち二月初五日天使を奉迎

し、王城に按臨して開読し、此れを欽む。欽遵し、詔書は奉留して重鎮とし、藩疆に永く国宝為らしめん。事竣り廻朝するに、理として合に都通事鄭子廉を遣官し、慣海の水梢五名を帶領し坐駕して護送せしむべし。此の為に理として合に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

隆武二年（一六四六）二月 日

注（一）行在礼部 以下から注（二）までは〔三七〇三〕を簡略に引用したもので、注は同項を参照。

（二）等の情あり 注（一）の咨の引用の終り。

（三）二月 執照〔三七一一八〕は三月。

1-37-10

世子尚賢より礼部あて、隆武帝即位の慶賀使を遣わす咨

（一六四六、三、〇）

琉球国中山王世子尚賢、慶賀の事の為にす。

承遵するに、行在礼部、微臣の感激愈々深し等の事の為にす。

礼料の抄出なり。該前署部事太管寺卿林、前事を題す。聖旨を奉ずるに、四夷は皆我が赤子なり。朕切に懐柔せん。故に倦々と

して此に使せしむるなり。閔邦基は果して能く国体を達して夷邦を擾さざらん。即ち遣行するを准す、等の因あり。

天使閔（邦基）、詔書三道を齎奉し、隆武二年（一六四六）正月二十一日国に到る。天威は顔を連れざること咫尺なるを敬畏し、理として合に良を滑び吉を拵び肅心し拱候して開読すべし、等の因あり。此の為に謹んで就ち二月初五日天使を奉迎し、王城に按臨して開読し、此れを欽む。欽遵し、例として該に虔んで方物を備うべし。特に王舅・長史・使者・都通事・通事等の官の毛泰昌・金思徳等を遣わして海船一隻に坐駕し、金缶一对共に重さ六十六兩六錢八分正・銀缶一对共に重さ五十兩六錢正・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土苧布一百匹・細嫩黄色蕉布一百匹・細嫩赤色蕉布一百匹・泥金彩画匣屏一对・满面泥金扇五十把・满面泥銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、進奉して皇上の登極を慶賀せしむ。

仍お金粉匣一对共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七兩二錢一分・满面泥金扇二十把・满面泥銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四・細嫩土苧布二十四は中宮殿下に進奉す。遣來する王舅・長史・都通事等の官毛泰昌・金思徳等は例に照らして京に赴き表を進め、併びに方物は一起に京に解らしめよ。此の為に理として合に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す